

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 12 月 25 日（水） 午後 1 時 30 分～2 時 30 分

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 欠 席	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏

書記 坂本 修一

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

- (1) 農地の合意解約について 1 件
- (2) 農地改良届について 1 件

5. 議 事

議案第 26 号	農業経営基盤強化促進事業による権利設定について	2 件
議案第 27 号	農地中間管理事業による農地利用集積計画について	1 件
議案第 28 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	4 件

6. その他

事務局長	皆さんこんにちは。松葉委員がみえられていないですけども、定刻となりましたので、12月期の総会を開催したいと思います。本日は、川井委員、下野委員、菅田委員が欠席です。最後までよろしくお願いします。
議長	皆さんこんにちは。今年最後の総会ということで、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。 早速始めさせていただきたいと思います。まず3番の「議事録署名人の氏名について」という事で、1番の迎委員、2番の宮脇委員にお願いしたいと思います。 4番報告事項、農地の合意解約について1件ございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい、3ページからです。農地法第18条第6項の通知について、農地法関係事務処理要綱の第9の3の(3)の規定により、報告します。合意解約になります。場所が駄地郷の高峯の889-1、889-2で田んぼになります。解約理由としては、借主さんが高齢になったので規模を縮小するために解約をするということです。解約後については、中間管理機構を利用して太ノ浦の方が借りる予定となっております。場所は4ページの地図で駄地の高峰の公民館から町道を入れて広域農道の下辺りになります。番地が3つ書いてあるんですけど、実際は2筆の間違いです。すみません、訂正をお願いします。説明としては以上になります。
議長	はい、今事務局から説明を頂きましたけど、何か補足とかございましたらお願いしたいと思います。何も無いようですので次の報告事項2番の農地改良届についてということで事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されましたので報告します。場所が木場郷1163で登記地目と現況地目も畑になります。改良の届出です。着工が2月1日からの予定で3月31日までで改良の目的としては段を無くして1枚の畑にするためということで、6ページと7ページに位置地図を載せていまして、場所が木場にある木場のおむすび店のすぐ近くになります。畑についてはすぐ下が申請者の自宅になります。黄色の枠で囲っている所が段差を切り取る範囲になります。今日の朝から事務局と当番委員さんと地元委員さんの方で現地を確認に行きまして、周りが全部申請者の土地になっていますので特に問題はないということのご意見を頂いております。切土で発生した土については7ページの白の点線で囲っている所に水路がありましてその水路の嵩上げに使用するという事です。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。事務局から説明があったとおりで本日現地確認を行っております。事務局と当番委員の森田委員、地元委員から山口委員、富永委員に出ていただいて確認をしておりますけど、補足とかありましたらお願いしたいと思いま

山口委員	す。 6 番山口です。今会長と事務局から説明があったように問題はないと思います。7 ページに白の点線で囲っている所の水路がかなり下の方であって管理するのに難しいということで、土砂をもってきて盛り上げて水路をもう少し上の方にやりたいと考えられていたところに、丁度申請者さんの畑を 1 枚にする話があってその土砂を貰えるようになりました。 農地の方は、先ほど言われたように全部申請者さんの所有で問題ないと思います。一石二鳥みたいな格好になったので何の問題はないと思いますのでよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。この件に関しまして説明がありました。他になければ次に進みたいと思います。よろしいでしょうか。 ありがとうございます。それでは 5 番の議事に入りたいと思います。 議案第 26 号農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで 2 件ございます。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画案について審議を求めます。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。 場所は蔵本郷島田で 3 筆あります。1542-1、1543-1、1543-3 で登記簿地目、現況地目とも田になります。地主の方は愛知県にお住いの方です。借受ける方が蔵本郷の方になります。こちらは、使用貸借の話があった時に中間管理機構の方の利用をおすすめしたんですけど、借主さんの希望もあって基盤強化の方で借りるということになっております。期間が 5 年間になります。 場所が 18 ページに載せているのですが、コメリの横の 3 筆になります。県外に住まわれていて誰か耕作する人がいないかということで借主さんが借りてしますという話を聞いております。説明は以上です。
議長	はい、ありがとうございます。今事務局から説明がありましたけど、その他補足とかありましたらお願いします。
森委員	森でございます。先ほど事務局から説明があったとおりコメリ側の所に借地 5 年間になるということで、前任者の方が体調を崩されてどうにかならないかという話を借主さんに頼まれて、私が作ってみようかということです。この期限が来年の 1 月になっていて、今年も前任の方が田を耕作されて引き続き作られるということで問題無いかと思います。

議長	はい、ありがとうございます。今、森推進委員さんから補足をいただきましたけどこの件に関しましてご質問とかご意見とかございましたらお受けしますが、何もないでしょうか。ないようでしたら採決の方に入りたいと思います。 申請番号 1 番につきまして問題無いと思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせていただきたいと思います。次に申請番号 2 番の説明をお願いします。
事務局	はい、基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。場所が蔵本郷 1183、登記簿地目、現況地目とも畑になります。今の持ち主の方が大村市にお住いの方と佐世保市にお住いの方の共同名義となります。買われる方が蔵本郷の方になります。売買価格としては 110,000 円ということでした。場所が 20 ページに載せております。デイサービス「のんの」の近くの山の斜面の所にある畑が 1 筆、今回買われるということで申請が上がっております。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。この件につきまして補足とかあられましたらお願いします。
森委員	この場所は上の方にあるんですけど、前任の方に確認しまして、大体ここのお二人の名前が今は変わっていますが、近くに住んでいた方が嫁いで行かれています。この土地の両サイドを今、2 人の方がみかんを作っておられて、その間が荒れないよう管理は前任の方がされていたみたいで、今回そういう話があったから承諾を得て買うことになったということで報告いたします。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。今ご説明いただきましたけど、この件に関しましてご質問とかご意見とかないでしょうか。ないようでしたら採決に入ってよろしいでしょうか。 それでは申請番号 2 番につきまして許可相当と問題無いと思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数で許可相当ということで進めさせていただきたいと思います。 続きまして議案第 27 号の農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで 1 件あります。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強

	化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。賃貸借権になります。場所が川内郷 2564-2、2564-1、2564-3 の3筆になります。登記簿地目、現況地目とも田になっています。賃貸借権の設定で 2564-2 については、登記上の持ち主さんは亡くなられており、あと残りの 2564-1 と 2564-3 については2名の共有名義の土地となっておりますが、今回の契約としては2筆の相続人かつ、共有名義の内の1名が契約の名義となっております。期間は10年間で物納になりまして米 30 kgを3筆分納めるということです。 場所については22ページになります。国道 34 号線から川内の集落に入っていく町道を進みましてグランドの手前の左手の田んぼ3筆分となっております。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。この件に関しまして地元委員さんお願いします。
森委員	7 番森です。この件に関して去年あっせんに1回出ていたものですが、1年間借り手が出ていなくて松葉推進委員さんが動いてくれて、これは3筆ですけど田んぼの1枚なので作ってくれるということでお話を聞きました。よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。他の方からご質問とかご意見とか無いでしょうか。無いようでしたら採決に入らせてもらってよろしいでしょうか。 (「はい」の声) 中間管理事業の申請番号1番につきまして許可相当と問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可相当ということで準備したいと思います。 次の議案 28 号の農地法第5条の規定による許可申請ということで4件ございます。申請番号1番で宮脇委員が関係しますので今退室してもらっています。 (宮脇委員退室) ではまず1件目を事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、農地法第5条の規定による許可申請について農地法関係事務処理要綱の第4の1の(4)のAの規定により、意見を決定するため審議を求めます。先ほど会長から話があったように今月転用が4件出ています。1件目については、所有権移転に伴う転用になります。場所が口木田郷 824-1、825-1 で現況地目、登記簿地目とも畑となっております。転用の目的としては一般個人住宅新築のためとなっております。こちらについては農振農用地の地域だったんですけど、7月の総会で除外の方の申請に出ていた場所になります。場所が25ページに載せています。佐世保の方から説明するとそば処立石から踏切を渡って海側へ行った所の2筆になります。こちらについては朝から現地確認へ行ってきました。申請書の控えを37ページから載せています。そして44

	ページから平面図を載せております。45 ページの図面の左側に道路があるんですけどこちらは町の方で道路拡幅計画がありまして今度買う方もその道路の整備については協力してくれているとのことでした。道路の計画次第では図面が変更になる可能性があります。変更になった場合には転用の変更申請ということであげて下さいということをお願いをしております。現地確認については委員さんからの意見はありませんでした。特に問題はないということでご意見をいただいております説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。今事務局から説明がありましたとおり、今朝現地確認を行っております。当番委員の森田委員、地元委員の西田委員、琴浦委員にお願いして行っておりますけど、補足と言いますかそういうものがございましたらお願いしたいと思います。
西田委員	8 番西田です。事務局からご説明がありましたように、44、45 ページの図面で建物の左側に道がありますけど、数字でいいますと 2.820 と 3.024 と書いてあるところでここが、数年後に踏切がまっすぐ先の方に出来るという計画がありまして事務局が言われたように、その計画次第で道幅をもう少し広くとらなくてはいけないという事もあり得るということなので、この先ご判断がどうなるのかというところが一つ気になった点です。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。他当番委員でご意見とか補足とかありますか。今の説明された通りですけど他の議員さんからご質問とかご意見とかございましたら挙手をもってお願いします。 (挙手なし) 無いようでしたら採決に入らせてもらってよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、議案第 28 号の申請番号 1 番につきまして、許可相当と問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。許可相当という事で県の方へ進達したいと思います。宮脇委員が戻られるまでお待ちください。 (宮脇委員席に戻る) それでは引き続き議案第 28 号の農地法第 5 条につきまして申請番号 2 番と 3 番につきまして事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、2 番 3 番まとめて説明をします。二つとも九州電力の鉄塔の建て替え工事に伴って資材置場兼駐車場として利用したいということで一時転用の申請があがっております。一つが里郷 1593-3、1602-1 で 2 筆とも現況地目、登記簿地目とも田になります。地主の方が福岡県の方です。借りるのが九州電力送配電株式会社です。場所につ

	いては 26 ページに載せてあります。国道 34 号からやすらぎの里の方へ入って行く町道で高速道路を抜けて上って行ったところになります。転用の範囲については黄色の枠で囲っているところになります。23 ページに戻りましてもう 1 件が里郷の 1142、1144 で 1142 が現況地目、登記簿地目とも畑で 1144 が現況地目は田で登記簿地目が畑となっております。こちらの地主の方が里郷の方で、借り受ける方が九州電力送配電株式会社となります。場所が 27 ページになります。先ほどの場所から少し上ったところになります。1142 と 1144 の土地の一部を資材置場兼駐車場にするということです。現地写真を 33 ページから載せてありまして 2 筆にまたがっているんですけど 1 枚の田んぼになっていてその田んぼに鉄板を敷いて工事期間中駐車場として使うということでした。申請書の控を 48 ページから載せてあります。鉄塔の工事が終わるまで使用したいということで期間は許可日から 2026 年 12 月までとなっております。こちら 2 件についても午前中地元委員さんと当番委員さんと会長と事務局とで現地確認を行いまして特段問題無いとご意見をいただいております。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございます。今事務局から説明がありましたように本日現地確認に行っております。当番委員の森田委員、地元委員の入江委員、松尾委員の方へお願いをしております。地元委員の方で何か補足とかありましたらお願いしたいと思いますが、入江委員、松尾委員何もないですか。 (「特にないです」という声) そういうことで特段問題無いということで、片方は工事用職員さんの駐車場で、もう片方が資材置場ということでした。大きな重機とかが入ってくるということが無いので特段問題無いと思っております。他に何か皆さんからご質問等がありましたらよろしくをお願いします。よろしいでしょうか。
渡邊委員	渡邊です。転用は九電から借りられていて、ちょっと相談があったのですがこの時申請は九電の方から出すのですか。手続き転用は。個人で出すのですか。
事務局	九電から出てきて、鉄塔本体の工事であれば転用許可不要申請といって、届けは町の方に出てくるということです。
渡邊委員	九電の方から町の方に申請があるのですね、ちょっと同じような案件のお尋ねを受けたものですから、よくわからなかったの。そして年数とかは関係ないんですか。
事務局	転用は基本 3 年までなので、3 年超えるならまた更新しないといけません
渡邊委員	わかりました。ありがとうございます。
議長	今九電さんの鉄塔の工事があちこちとあっておりまして、鉄塔本体の工事については申請不要という事で総会には出てきません。こういう一時的な資材置場とか駐車場で

事務局	一時転用する場合は総会にかけてということになっております。関連して改良とかがあった場合でも九電さんの方から資料を出してもらって農業委員会の方に審査するというかたちになっているのかと思います。そういうことでよろしくお願いします。 その他ご質問とかありましたらよろしくお願いします。 無いようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。それでは議案第 28 号申請番号 2 番 3 番につきまして許可相当と問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数で許可相当で県の方に進達いたします。 引き続き申請番号 4 番につきまして事務局より説明をお願いします。 4 番の転用が八反田郷で計 7 筆ありまして地主の方が 2 名になります。借受ける方は建設会社の熊谷組になります。こちらも一時転用なんですけど、新幹線の工事に伴って仮設ヤードとして使用されていまして新幹線の工事が始まってから転用しているところで、今回許可期限が年明けの令和 7 年 3 月 10 日までなんですけど、新幹線の諸設備の工事がまだ残っていて新幹線工事の工期延長に伴って引き続き使用したいということで延長の申請があがっております。場所が 28 ページに載せています。広域農道のフォーティーズの工場から大村方面に下って行ってちょうどカーブの所の下、千綿川のすぐ横になります。こちらが一時転用の延長という事で現場の写真の方も 35 ページから載せています。ご覧いただければ分かるようにまだ重機とかがあって引き続き使用したいという申請です。説明は以上になります
議長	はい、ありがとうございます。ちょこちょこ再延長で知っている方は知っていると思いますけど今事務局から説明があったように再延長ということで申請が出ております。この件につきましてご質問とかご意見とかありましたら挙手をもってお願いします。(挙手なし) 意見とか無いでしょうか。無いようでしたら採決の方に入らせていただきたいと思います。申請番号 4 番につきまして問題無いと許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数で許可相当という事で県の方へ 進達したいと思います。 これで議事につきましては以上でございます。ありがとうございました。 6 その他 省略

--	--

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

1 番

2 番